

令和5年度現任介護職員等養成支援委託事業 公募型プロポーザル募集要領

1 事業の内容

(1) 事業名

現任介護職員等養成支援委託事業

(2) 事業の目的

県内の福祉・介護事業者(以下「事業者」という。)が、現に雇用する介護職員(以下「現任介護職員等」という。)に、外部研修を受講させる場合や、仕事と出産・育児の両立支援制度(以下「両立支援制度」という。)を利用させた場合に、その代替職員として、労働者派遣法に規定する労働者派遣事業者(以下「派遣会社」という。)を通じて、失業者等を事業所に派遣することで、現任介護職員等の資質向上を図るとともに、働きやすい職場環境づくりによる職場定着の推進、代替雇用等を通じたさらなる雇用の創出を目的とする。

(3) 委託期間

契約締結の日から令和6年3月31日まで

(4) 業務内容

別添「現任介護職員等養成支援委託事業実施要綱」及び「現任介護職員等養成支援委託事業仕様書」に記載のとおり

(5) 事業の規模

派遣を行う事業所数 75事業所

ただし、事業所等のニーズ等により、予算の範囲内で変動がある。

(6) 見積限度額

75,336千円(消費税額及び地方消費税額を含む)

2 資格要件

プロポーザルへの参加者の資格要件は次のとおりです。

- (1) 高知県の物品購入等に係る競争入札参加資格登録名簿に登録されている(若しくは契約締結時まで登録が予定されている)者であること。
- (2) 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律(昭和60年法律第88号。以下「労働者派遣法」という。)第5条に規定する一般労働者派遣事業の許可及び職業安定法(昭和22年法律第141号)第30条に規定する有料職業紹介事業の許可を受けていること。
- (3) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (4) 「高知県物品購入等関係指名停止要領」に基づき指名停止等の措置を受けていない者であること。
- (5) 「高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規定」に基づく入札参加資格停止措置を受けていないこと又は同規定第2条第2項第5号に掲げる排除措置対象者に該当しないこと。
- (6) 高知県内に本店、支店又は営業所等があること。
- (7) 本店及び県内に所在する営業所等が都道府県税を滞納していないこと。
- (8) 本店及び県内に所在する営業所等が消費税及び地方消費税を滞納していないこと。

3 企画提案者の決定方法

公募型とします。

4 審査委員会の設置

プロポーザル方式による企画提案の審査を厳正かつ公平に行い、適切な契約の相手方となる候補者及び次点者を選考するために「現任介護職員等養成支援委託プロポーザル審査委員会」（以下「審査委員会」という。）を設置します。

5 契約の相手方の決定方法

プロポーザル方式による企画提案の内容を審査する審査委員会を開催します。審査委員会では、あらかじめ定められた審査基準に基づき、提出のあった企画提案の審査を行い、契約の相手方となる候補者（以下「候補者」という。）と次点者を選定します。

委託業務の実施に際しては、企画提案の内容をそのまま実施することを約束するものではなく、選定後には、候補者と県は、企画提案の内容をもとにして、業務の履行に必要な具体の履行条件などの協議と調整（以下「協議等」という。）を行い、協議等が整ったときには、契約の手続きを行います。5日（県の閉庁日を除く。）以内に協議等が整わない場合は、改めて県と次点者に選定された者で協議等を行うこととなります。

6 公募に関するスケジュール等

(1) 参加申込及び資格要件の審査

プロポーザルに参加したい者は、参加申込書（様式1）に参加者概要書（様式2）、県税務事務所の納税証明書、労働者派遣事業許可証、有料職業紹介事業許可書を添えて提出してください。

ア 参加申込書の提出方法等

①提出方法

持参、郵送（書留郵便又は配達証明に限る。）

②提出期限

令和5年3月16日（水） 17時15分（必着）

③提出先

〒780-8570 高知市丸ノ内1丁目2番20号
高知県子ども・福祉政策部長寿社会課 担当：若江、岡林
TEL 088-823-9631

イ 資格要件の審査

高知県子ども・福祉政策部長寿社会課で、申込者から提出のあった参加申込書と参加者概要書を審査します。

申込者の資格要件の審査完了後、審査結果を令和5年3月20日（月）までに申込者へ電話又はFAXにて通知します。

ウ 資格要件を満たさなかった者に対する理由説明

① 参加申込書を提出した者のうち資格要件を満たさなかった者に対しては、満たさなかった旨及び満たさなかった理由を書面により通知します。

通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して5日（県の閉庁日を除く。）以内に、書面により、知事に対して資格要件が満たさなかったことについての説明を求めることができます。

- ② 知事は説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して5日（県の閉庁日を除く。）以内に書面により回答します。

（2）企画提案書の作成・提出

ア 企画提案書の様式及び提出部数

別途定める「現任介護職員等養成支援委託事業公募型プロポーザルに関する企画提案書作成要領」により作成してください。

イ 提出期限

令和5年3月22日（水） 17時15分（必着）

ウ 提出先

〒780-8570 高知市丸ノ内1丁目2番20号
高知県子ども・福祉政策部長寿社会課 担当：若江、岡林
TEL 088-823-9631

エ 受理の通知

郵送で提出いただいた書類が期限までに到着し、受け付けされた場合は、提出者に対して書類が到着した旨を電話又はFAXにて通知します。

（3）審査

別途定める「現任介護職員等養成支援委託事業公募型プロポーザル審査要領」により審査を実施します。

（4）プレゼンテーション等

企画提案書に基づき参加者によるプレゼンテーション及び審査委員による質疑応答を行います。

ア 日時、場所

令和5年3月27日（月）10時30分～
高知県本庁舎地下第3会議室（高知市丸ノ内2丁目1-2-20）

イ 時間、出席者等

- ① プレゼンテーションの予定時間は、1者15分以内とし、その後15分程度質疑応答を行います。
- ② 出席者等、詳細は別途通知します。

（5）審査結果

審査結果は、令和5年3月下旬に、全ての参加者に文書で通知します。

なお、審査結果は、高知県情報公開条例に基づく開示請求があった場合には開示の対象となります。

高知県情報公開条例

[<https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/110201/2020081100145.html>]

（6）日程

令和5年3月16日（木） 参加申込期限
令和5年3月20日（月） 参加資格結果の通知

令和5年3月22日(水)	企画提案書提出期限
令和5年3月27日(月)	プレゼンテーション、審査委員会
令和5年3月下旬	審査結果の通知期限

7 提出書類の取扱い

- (1) 提出された書類は、返却しません。
- (2) 提出された書類は、必要に応じて複写（県庁内及び審査委員会での使用に限ります。）します。
- (3) 提出された書類は、高知県情報公開条例に基づく開示請求があった場合には、開示の対象文書になります。
 なお、事業を営むうえで、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は同条例第6条第1項第3号の規定により非開示となりますので、提出書類の該当部分とその具体的な理由を（様式3）により提出してください。開示・非開示の判断は、（様式3）に基づき行うものではなく、（様式3）を参考に、条例に基づき県が客観的に判断します。
- (4) 契約者以外の企画提案の内容については、提案者の承諾なしに利用することはありません。

高知県情報公開条例

[<https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/110201/2020081100145.html>]

8 その他

- (1) 参加申込書（様式1）受理後に辞退する場合は、辞退理由等を記載した辞退届（様式自由）を提出してください。辞退することによって、今後の県との契約等について不利益な取扱いをするものではありません。
- (2) 企画提案に要する全ての費用は、提案者の負担とします。
- (3) 次に該当した場合、参加者は失格になることがあります。
 ア 提出書類に不足があった場合、若しくは指示した事項に違反した場合
 イ 当該プロポーザル関係者に対して、当該プロポーザルに関わる不正な接触の事実が認められた場合
- (4) 本プロポーザルは、本事業の令和5年度予算に関して高知県県議会の議決を得ることを条件に実施するものです。また、契約締結日は、令和5年度県予算の執行が可能となる令和5年4月1日以降となります。

9 問合せ先

高知県子ども・福祉政策部長寿社会課

担当者：若江、岡林

TEL：088-823-9631、 FAX：088-823-9259

E-mail：060201@ken.pref.kochi.lg.jp